

は、現在の時点での子どものストレスや困った事態が作用していないか注意が必要である。子どもは現在の困った事態、すなわち、しばしば自他の利害やトラブルをそのまま告白するより、類似している、あるいは連想される過去の出来事について話し始める方が対応しやすい場合がある。また、加害者からの脅迫や別の要素で子どもと保護者や家族との間に葛藤がある場合、そのために話がより曖昧なほのめかしのまま抑制されてしまうこともあり、それを聴いた職員がにわかに子どもの話を信用できないと感じることもあるかもしれない。

明らかに何か別のことに対する実際の問題がありながら、その問題から注意を逸らすために、あるいは自己弁護として言い訳したい動機から、子どもが突然、過去の性的被害の話を持ち出すことは無いわけではない。しかしそれでも、性的な何らかの被害体験が子どもの安全を損なってきたことには違いなく、無意識の防衛も含めて、子どもの被害告白は冷静に、正確に聴きとられることが必要である。事態を別な理由からコントロールしたり、視線を逸らそうとする子どもの意図があったにしても、それは被害体験とは異なる次元での対応課題である。

② 性的な問題に関する現在の適応状態への注意

性的虐待被害は、しばしば、被害児に PTSD 症状や心的外傷性の性化行動を引き起こす。施設生活では当人以外にも性的な適応に問題を抱えた子どもがいる場合が多く、性的な加害行為をする子どももいる。こうした様々な子どもたちの動きの中で、性的な過敏性を抱えた子ども同志が互いを意識したり、トラブルに巻き込み合ってしまったりすることはしばしば認められる。無意識的、意識的両方の次元で性的な緊張感や興奮が潜在的に強まると、しばしば性暴力被害記憶や PTSD 症状が活性化することがある。従って現在の状況下とは時間も場所も関係しない性的被害の告白がなされた場合にも、それを導く刺激となった現在の状況に注意を払うことが必要なのである。子ども自身はこうした状況刺激を無意識的に受け取っており、意識的にはそのことに気づいていない場合も多く、本人だけでなく周囲の人間の目、気づきが重要となることが多い。

③ 反応性の問題行動や情緒的不穏への配慮

性的虐待被害について告白し、さらに被害確認面接を受けた子どもは、それまで抑圧していたり、意識の外に追いやっていた記憶や感情の急激な意識化に遭遇して、情緒的なバランスを崩しやすい。時には強い自責、自暴自棄や怒りの感情に見舞われて不穏状態に陥ることがある。自傷行為の活性化も生じやすい。誰か、事情の分かっている人物がしばらく意識的に子どもによりそってサポートを心掛けると共に、反応が急激な場合には精神科医療の関与と判断が必要である。

⑤ 情報管理と周囲の子ども集団への配慮

当人の問題が援助設定に急激な変化を起こす場合(たとえば面会や帰省の中止など)、周囲の子どもへの波及をコントロールすることが必要である。とりわけ、性的な緊張関係がすでに生じているような場合とか、別な問題で対人的なトラブルが進行中のような場合には注意が必要である。もし、そうした直接的な問題が無くても、本人が周囲の子どもに被害の告白を繰り返してしまうとか、誰かが本人の異変を感じて、執拗にどうしたのか、何があったのかと聞きだそうとするなどの反応を抑えることが必要な場合もある。集団生活においては、何らかの不穏な緊張感やストレスの発生は、しばしば子ども一人一人、また子ども集団の中に潜在するストレスや不安、不満感情を増幅させ、それらを明るみに引き出す契機となる。些細な刺激であるにも

かかわらず、それに強く反応する子どもがいるとすれば、援助者は元の問題とは別に、反応を示している側の子ども本人の潜在的な課題に焦点を当てた対応を検討すべきである。

情報管理は常に重要である。当の子どもに対しても、誰が全てを知っているのか、何か気がかりなことが生じたら、誰に話をすればよいのか、どのように示せば配慮された話し合える場所を設定してもらえるのか、明確にしておき、当人に知らせておくこと。

その他、発覚や調査に関する配慮事項は、一時保護所での対応の項を参照。

④ 家族関係の洗い直しと対応枠組みの刷新

性的虐待が潜在していた家族関係は、それが判明した時点で、全面的に見直しをかけなければならない。被害者、加害者、非加害者を軸とした家族の力動関係の理解と対応が、事後の援助課題として重要となる。また非加害親が受けるショックや立ち直りへの支援、被害児童と家族の絆への援助、とりわけ非加害親から子どもへのサポートの確保などが新たな重要な課題となる。

加害行為が親族間に存在する場合、最初に告白された加害者だけでなく、第二、第三の加害者が親族や家族と親しい人の間に潜んでいる可能性がある。誰が子どもの本当の安全の保証者かは慎重に見極めなければならない。というのも、例えば叔母が最も本人が信頼を寄せ、愛着を示す人物だったとしても、その叔母の家族(たとえば叔母の夫やその子どもたち)の中に加害者が潜んでいる可能性がある。残念ながら、親族間にひとつの近親姦が生じている一族には類似の事象が複数潜在している可能性を疑ってみると臨床上のルールである。

もしも子どもの祖父母やその他の親族が子どもにとって重要なサポートの提供者であった場合、その人たちに事態をどのように伝えるかも重要な課題である。親族間に子どもへの加害者が存在するということは、その家族や親族にとって重大なストレスとダメージを与える。よくみられる反応の中には、「本当にそんなことがあったのか簡単には信じない方がよさそうだ」「何をいまさら…」といった、事実を告白した子どもに対する不信感や批判が起こることも少なくない。しかも、それらの反応は児童相談所には通常隠される。関係者の受け止めについては、時間を置いた複数回の直接接触で、オープンに尋ね、ありのまま受け止める姿勢がこちら側に無ければ明かされないことが多い。

子どもの安全確保と家族・親族関係はこうした各メンバーへの情報の共有状態とそれについての反応をみきわめつつ進めることが必要である。しばしば子どもはそうした親族や家族の反応を予想できない。やっと封じられた沈黙を破って真実を告白し、周りのみんなも真実を知って少なくとも自分のことは分かってもらえると期待している場合、周りの不信感や困惑による不快感の表明に会って、ショックを受けることも往々にしてみられる。これは悪くすると加害者の威嚇やのろいの実現となる。トラウマ性の問題を抱えている被害者にとっては、こうした事態は自己破壊的な衝動や埋め込まれた自己否定を強化する危険性が高いので注意を要する。

親族や家族の子どもに対する態度は十分に慎重な調査によって確認しておくことが必要である。その上で誰をキーパーソンとすれば、安全な子どもの親族関係を保証できるか検討しなければならない。場合によつ

では慎重に統制管理された接点でしか、親族との接点を保証できないとか、誰とも自分の間は接触できない場合もあり得る。それまでの親族関係がスムースに進んでいた場合、この落差は急激な変化であり、子どもにとつても施設にとっても強いストレスとなるので、それなりの対応の覚悟が必要である。

[4] 子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について

1) 在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

子どもが在宅で、心理検査や面接場面で性的虐待被害をうかがわせる発言を行った場合、それを聴いた面接者は直ちに被害の告白を聴いた通告者と同様の対応をとらなければならない。保護者が同行している場合には、子どもの身柄の安全確保と保護者対応も直ちに検討しなければならない。

児童相談所職員が子どもの告白を直接、聴いた場合には、その職員が、事後の継続的な対応上の役割として、また子どもから正確な話を聴き取る上で、そのまま子どもからの告白を確認するのに充分な場合には、改めて子どもから被害調査面接をする必要は無い。しかし、子どもの告白がまだ曖昧なままであったり、告白を最初に聴いた者が事後の対応上全く別な役割をとる人物であったり、あるいは非常勤の職員等で事後の対応において常時その任に当たれない人物であったりする場合には、改めて初期被害調査面接を設定することが必要な場合もある。

とりわけ、子どもの被害告白を治療指導場面の中で聴いた場合には、その担当者がそのまま被害調査や被害確認を行うことは厳禁である。治療者としての子どもへの対応は、原則的に子どもの自発的なあらゆる表現をファンタジーも含めて受容・共感的に聴き取り、支持的に反応することがルールとなる。また子どもの精神的安全の保障が全てに優先する。これは客観的な事実確認を最優先し、子どもの発言を吟味評価し、子どもの意向に反する場合にも子どもの安全確保の判断をしなければならない被害調査や被害確認の原則とは全く一致しない。もしも子どもの治療者が、治療場面での告白を被害調査や被害確認面接として扱つたら、その時点で子どもとの治療関係は回復不能な壊滅的ダメージを避けられないだろう。

子どもの治療者がしなければならないのは誠実な通告者になることであり、子どもの被害の告白を聴いた段階で、治療をいったん中断し、その場所がプレイルームなら、いったん部屋を移動してから子どもの被害告白を確認し、子どもを落ち着かせ、子どもに対して、あなたが今、しなければなるのは、あなたの安全についての専門家とあなたが話し合うことである、治療者は今すぐに専門家に連絡を取り、面接をしてもらえるように手配する。治療者は今後とも子どもをサポートする、とはっきり告げ、行動しなければならない。

子どもが在宅の場合には、子どもの安全の確保が直ちに課題になるため、緊急の対応が必要である。

子どもへの初期被害調査については原則的に、5. の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

2) 在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保

子どもが在宅状態で性的虐待の告白があった場合には、性的虐待の通告対応と同様の子どもの安全についての判断と対応が必要となる。検査や治療で保護者が子どもに同行していた場合には、直ちにその場で子どもの身柄の確保による調査と一時保護の判断、もし一時保護する場合には子どもへの説得・説明と保護者への告知が必要となる。保護者が怒って子どもに無理に接触しようとしたり、とりあえず連れて帰ろう

としたりするなどの動きを制止しなければならない事態も想定される。

その後の子どもの安全確保と保護者対応は一般的な通告受理からの初期対応と同様のシナリオになる。

3) 別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点

基本的には性的虐待での通告対応から始まる援助課題を原則とする。それまでの設定が全く通用しなくなるような体制の立て直しが必要となる場合には、児童相談所側の対応チームの体制も立て直しが必要となる。特に虐待相談以外の相談対応中に虐待問題が発生・発覚した場合に児童相談所側の対応体制も大きく変えなければならない事態に見舞われるが、性的虐待においては、担当者の設定で加害者の性を避けるとか、被害確認面接を行う担当者は他の相談対応に関与しない者をあてるなどの点で、対応チームの編成において、所を挙げての協力と工夫が必要となる。

子どもが施設に入所しておらず、在宅の状態で性的虐待以外の相談として児童相談所に相談来所していて、その相談の途上で性的虐待被害を告白する場合がある。心理検査や面接場面、さらには治療面接や遊戯療法中に性的虐待被害やそれを疑わせるような何らかの告白があった場合、児童相談所は直ちに性的虐待を通告受理した時と同じ対応を開始しなければならない。

附録

司法手続における子どもの供述

横浜合同法律事務所 関守麻紀子

(1)子どもの供述が証拠として用いられる司法手続としては、刑事手続(刑事裁判で加害者に刑罰を科す手続)、家事、人事手続(児童福祉法28条に基づく施設入所の承認、親権者変更、保護者の離婚、など)、民事手続(被害者による加害者に対する損害賠償請求、など)がある。

これらのうち、児童相談所が行い、あるいは、関与する手続は、刑事手続及び児童福祉法28条に基づく施設入所承認審判申立の手続である。

ア 刑事手続における供述

① 被害発覚、告訴・告発

告訴、告発をするために、被害を聴き取ることが必要である。

被害者である子どもの供述を書面にして証拠として提出することもある。

② 捜査(警察、検察)

警察官、検察官がそれぞれ事情を聴き、供述調書を作成する。

③ 刑事裁判

捜査段階で作成された供述調書を裁判の証拠として用いることができないとき、被害者が裁判の法廷で証言する必要がある。

イ 28条承認審判申立手続

家庭裁判所に審判の申立をする前提として、虐待事実を正確に把握しておく必要があるし、虐待事実を立証するため子どもが述べたことを書面にして証拠として提出する必要がある場合もある。

(2)証拠に基づく事実の認定

裁判では、証拠に基づいて事実を認定し(何があったか、何が真実かを判断する)、認定された事実に対して法を適用することにより、法効果が生じる。

(3)刑事手続～厳格な証明

刑事手続は、被告人に対して刑罰を科する手続なので、厳格な手続が求められている。

有罪無罪の判断には、厳格な証明が要求され、訴追する側(検察官)は、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度にまで立証する責任を負う。被害者の供述(証言)もそれに耐えられるもの(合理的な疑いを差し挟む余地がないもの)でなくてはならない。

家事手続、民事手続における証明の程度は、刑事手続におけるよりは、緩やかである。

(4)性被害における被害者の供述の重要性

性虐待は、人目のつかない所で行われるため目撃者がなく、物的な証拠も乏しいことから、被害の事実を証明するために、被害者自身の供述が唯一、あるいは、極めて重要な証拠である。

2 証拠としての価値

(1)供述が証拠としての価値を持つためには、①証拠能力があること、②証明力があること、が必要である。

(2)証拠能力

供述に証拠能力が認められなければ、そもそも裁判において証拠にすることができず、したがって、

その供述に基づいて事実を認定することもできない。

例えば、年少者や精神病者などの供述は、証拠能力が問題になりうる。供述する者が、自分が体験した事実を認識し、記憶し、記憶したことを供述する能力を著しく欠くときは、証拠能力が否定されることがありうる。

もっとも、その子どもにとって、異常であり、かつ、単純な事実の経験については、年少の子どもであっても、体験した事実を認識し、記憶した過程は正確性を認めやすいと考えられている。裁判では、4歳程度の年齢の子どもに証言能力を認めた例がある。

児童相談所が関与する場合、その子どもに自分が体験した事実を認識し記憶し供述する能力があることは、例えば心理判定、精神科医による診断などにより明らかにすることが可能である。

(3) 証明力

ア 供述に証拠能力が認められても、次に、その供述はどの程度信用できるか、証拠としての信用性が問題になる。信用性が低い証拠は、事実を認定するための根拠とはされないからである。

イ 供述を証拠とすることの問題

人の供述を証拠にしようとする場合、すなわち、人の記憶に残ったことを証拠にしようとする場合、供述者が、自らが体験した事実を正確に供述していると判断されれば、その供述は信用できると評価される(供述の内容が事実であると判断される)。

ところが、一般的に、人は、自分に起きている出来事を客観的に正確に認識しているとは限らないし、出来事が終了した後、出来事を正確に記憶し続けることができるとは限らないし、さらに、過去の出来事を他人に説明する時、それを聞いた誰もが同じように理解できるような正確な表現をできるとも限らない(人の知覚、記憶、表現の各過程には誤りが混入する危険がある)。

そこで、刑事裁判では、供述者が自らが体験したとして出来事を語る供述に誤りが混入していないかどうかを吟味するために、供述者本人を公判廷に出廷させるのが原則である。公判廷で、供述者に真実を述べる旨の宣誓をさせ、嘘を言えば偽証罪に問われることがあることを告げた上で、裁判官の前で、証人として尋問し、供述する際の態度、状況も観察し、さらに、その者の供述により不利益を受けることになる側からの反対尋問にもさらすことによって、供述者が述べることに誤りが混入していないかどうかを見極めるのが原則である。

捜査段階での供述調書を証拠として提出することにより供述者の公判廷での証言に代えることができるのは、例外として許される場合だけである(被告人が犯行事実を認め、法廷で証人尋問する権利を放棄した場合。法律上は例外であるが、実際の裁判では、被告人が犯行事実を認めるため、証人尋問まではしないことが多い。)。

(4) 供述・証言の内容が信用できるか否かの判断の要素

供述者が自らが体験した事実を正確に供述しているか否かを判断するためには、客観的証拠や他者の供述との不一致がないか、供述が変遷していないか、という観点から、記憶(供述)を細部にわたって確認する。

具体的には、次のような観点から信用性があるかどうかを評価することになる。

① 供述が一貫しているかどうか。一貫せず変遷している場合は、その変遷が合理的かどうか。

供述が信用できると評価するためには、被害が発覚した段階での供述、捜査段階での供述(警察官に対する供述、検察官に対する供述、刑事裁判の公判廷での供述(証言)が、一貫していることが必要である。

一人の人が複数回供述し、それぞれの供述の内容が食い違っていたら、その供述のいずれかが、

あるいは、全てが嘘もしくは誤りであると評価されることになる。

そのため、児童相談所が子どもから事情を聴取する際の記録も、第1段階の供述として、重要な意味を持つ。

児童相談所で話したことと捜査段階で話すことが違えば、そもそも子どもの供述が信用できないとして、立件することが難しくなることも考えられる。

児童相談所で話したことが曖昧、抽象的であったにも関わらず、捜査段階での供述が詳細になつていると、何らかの暗示を与えられたのではないか、との疑いが生じる。

もっとも、供述が一貫していないても、一貫せずに変遷していることに合理的な説明がつく場合は、その範囲で信用性を維持できることもある。

例えば、児童相談所では明確に話しているが、捜査段階では曖昧な供述になっている場合、そもそも児童相談所で話したことは嘘であり、捜査段階では警察官・検察官に対しては嘘をつき通すことができないため、曖昧な供述になった、と判断されることがありうる。他方で、児童相談所で話したことこそが事実であり、その後の供述が曖昧になっているのは、時間の経過とともに記憶が薄れたために過ぎない、と評価されることもありえよう。

② 供述が客観的事実や他者の供述と合致しているか、矛盾しているか。

例えば、子どもが「〇月△日に被害に遭った」旨述べたが、その日、加害者は出張で不在であったことが他の証拠から確認されているというような場合、客観的事実に合致しない供述になる。

③ 供述の内容が、具体的、詳細、自然、合理的であるかどうか。

具体的に述べることができれば、「実際に体験したことを述べている」との評価につながる。

④ 供述の根拠は何か。

例えば、被害に遭ったのは「〇月△日だった」と述べた場合、その日であったと記憶している理由が「被害に遭ったのは運動会の日だったから」との説明がされれば、根拠がある供述であると言える。

⑤ 嘘をついたり、事実を隠したり動機があるかどうか。

他人の関心を惹くために、あるいは、自己に不都合な事実を隠すための言い訳として、被害を申告しているのではないかどうか。

反対に、事実を隠してはいないかどうか。

(5) 年少者の供述の特徴

供述者が年少者であるとき、上記のような一般的な信用性の問題に加えて、さらに以下のような特徴があることが指摘されている。

① 知覚、記憶、表現の能力が未発達、未成熟であること。

特に幼児の場合は、記憶の喪失、希釈が早い。

経験した順序に従って供述しているのか、事後に得た情報を加えて修正が入った内容を供述しているのか、判別しにくい。

語彙不足により、表現が曖昧になる。言葉の意味を理解していないで使用することもある。

② 暗示を受けたり、誘導されたりしやすい。

以上に加え、「証言ないし記憶への固執、空想的作話傾向、近親者等への迎合、虚言への抑制動悸の弱さなどが挙げられる」との指摘がある(山室恵「刑事尋問技術」)。

年少者の供述に向けられる以上のような疑いを払拭するためには、被害を受けた後、可能な限り早い時点において、自発的、かつ、子ども本人の言葉、表現により供述させ、その内容を正確に保存して

おく必要がある。また、子どもが自発的に語っていることを明らかにするためには、供述態度も記録することが望ましく、そのためには録音、ビデオ撮影が有効である。

3 被害確認面接の現行の刑事裁判制度の下での利用方法

(1) 刑事手続

- ア 被害直後の記憶を、子ども本人が自発的に、かつ、子ども本人の言葉で語り、その供述を筆記、ビデオ録画などの方法により客観的に保存できたとしても、その記録のみを証拠として手続を進めることはほぼ不可能である。捜査段階、検察段階でそれぞれ事情を聴取される。さらに、被告人が公訴事実を否認したり、証拠を争えば、被害者である子どもが法廷で証言することが必要になる。
とはいっても、被害直後の記憶が正確に保存されていれば、証拠としての価値は高く(信用性が高い。)、その後の事情聴取に資する。
- イ 刑事裁判は具体的な犯行事実を審理する手続であるから、訴追側は、犯行が具体的に特定されていくことが必要であり、「日時、場所、犯行の態様」を具体的に示さなければならない。そのため、警察官・検察官による事情聴取では、これらの事項について、詳しく事情を聽かれることになる。この点を正確にするため、事情聴取が多数回に及ぶこともある。
被害確認面接の際、これらの事項について、正確に聴き取ることができていれば、捜査段階での事情聴取が容易になり、子どもの負担を軽減されることにもなるものと思われる。

(2) 家事手続等

家事・人訴手続、民事手続であれば、厳格な証明が要求されないため、さらに証拠としての価値は高くなる。そのため、被害確認面接を実施する意味は大きい。

参考文献「児童虐待 その現況と刑事法的介入」林弘正(成文堂)

「刑事尋問技術」山室恵(ぎょうせい)

司法面接の特徴と NICHD プロトコル

北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

1. 司法面接の必要性

一般に、子どもは大人に出来事を記憶し、保持する力が低い。また、大人に比べ、他者からの情報を受け入れ、自身の記憶と混同してしまう傾向性（被暗示性）が高い。したがって、体験について尋ねる際は、できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し、録音、録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり、アメリカ、イギリス、イスラエル、カナダ、ドイツなどに加え（アルドリッジ・ウッド, 2004; ボーグほか, 2003; 英国内務省, 2007; 法と心理学会, 2005; Poole & Lamb, 1998; Lamb, et al. 2007; 仲, 2001a, 2001b, 2009），韓国、ノルウェーなどでも、司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」、「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため、臨床的な面接とは明確に異なる。最初は「冷たく」「事務的」に感じられるかもしれないが、そのような中立でたんたんとした態度で臨むことが重要である（表 1 を参照のこと）。

また、特定の事実を明らかにしようとする場合と、家庭環境や生活上の問題、人間関係や意向などについて聞く場合とでは、面接で尋ねることがらの焦点が異なる可能性もある。しかし、どのようなケースであっても、「オープンな誘いかけ」で問い合わせ、子どもに多くを語らせる本プロトコルの方法は、面接者からの誘導、情報提供を最小限に維持し、客観性ある報告を得るために役立つと思われる。

表 1：司法面接とカウンセリングの違い（APSAC による資料を参考にした）

項目	司法面接	カウンセリング、一般の面接
目的	事実確認、調査、捜査	カウンセリング
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。おもちゃ等のディストラクター（注意をそらすもの）がない	暖かく、心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理司、福祉司	カウンセラー、臨床心理士
面接者に必要な背景知識	認知心理学、発達心理学（記憶、言語、知覚の発達）、福祉、法	臨床心理学、福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが、中立、たんたんと	親密で、時に濃厚、受容的
面接者の声、姿勢	中立、たんたんと、姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる、身をのりだすことも
面接者の表情	中立、たんたんと	親密、受容的、共感的、感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きうなずくもあることもある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない、誘導しない、オープン質問を主体に、プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能、子どもの言葉を代弁したり、話しかけたり、好ましい方に誘導することも
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール、フィギュア、おもちゃ、箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく、事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として 1 回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画、録音	面接終了後、筆記するのでも可。
報告書	書き起こし資料、事件があつた可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

2. 司法面接の概要

司法面接では、体験をできるだけ初期に、誘導のかからない方法（オープン質問や WH 質問）で一度だけ聴取し、録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに、子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。一般に、司法面接は(1)導入、すなわち約束事の提示、ラポール（話しやすい関係）の形成、およびエピソード記憶（過去の出来事）を思い出す練習（エピソード記憶の訓練）、(2)自由報告（本題に移行し、出来事について自由報告を求める）、(3)質問（追加の情報を得る）、(4) クロージング（終了の手続き）から成る。以下に、標準的な手続きを述べる。

(1)-1. 導入：約束事

ここでは、カメラの紹介を行い、面接での約束事を示す。この約束事をグラウンドルールともいう。グラウンドルールとは「『野球場』ごとに定められたルール」の意味である。約束事には以下のようないわゆるものが含まれる。

- ① この面接は録画します。それは、私があなたのお話を忘れないように。また、あなたが何度もお話ししなくてもよいようにするためにです。この面接は、他の人が見ることもあります。
- ② 知らないことがあれば知らない、分からぬことがあれば分からぬと言ってください。
- ③ 本当にあったことを話してください。
- ④ 私が間違ったことを言ったら、訂正してください。
- ⑤ 私はそこにいなかつたので、どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも、あつたことをお話ししてください。

(1)-2. 導入：ラポールの形成とエピソード記憶の訓練

被面接者となる子どもの日常生活や、好きなことを話してもらうことで、話しやすい関係（ラポール）を築く。また、過去の出来事（エピソード記憶）を思い出す練習を行う。例えばその日にあったことなどを詳細に話してもらい、子どもに出来事を自発的に報告することに馴れてもらう。こういった活動を通じ、子どもの言語能力の査定も行い、また、（面接者ではなく）子どもが話すのだということも理解してもらう。

(2) 自由報告

本題となる出来事について、「はじめから終わりまで全部お話しして」「それから？」等、中立で、かつ回答の幅に制約を設けない質問（オープン質問という）により情報を得る。

(3) 質問

自由報告だけでは十分な情報が得られない場合、質問を行う。できるだけ子どもが述べた情報を手がかりとし（すなわち面接者の側から情報を提供することなく）、オープン質問（「さっき○○って言っていたけれど、そのことについてもっとお話しして」「他には？」等）や WH 質問（「いつ、誰、どこ、なに」）を用いて質問を行う。「～しましたか」や「Aですか、Bですか」などの選択式の質問（クローズ質問という）はできるだけ避ける。

(4) クロージング（終了の手続き）

子どもから得られた情報を、子どもの言葉を用いてまとめ、確認する。また、謝意を伝え、子

どもの気持ちが暗くならないように気をつけながら終了する。なお、(4) 質問から (5) クロージングに進む前に、ブレイク（休憩）をとり、聞き残した事柄がないかバックスタッフ（面接を観察している関係者）に確認をとることが多い。

3. NICHD ガイドライン

司法面接の種類は多く、英國のフェイズドアプローチ、ドイツの構造面接、カナダのステップワイズ面接などが有名である。しかし、多くの実証的評価が行われているのは国立子どもの健康および発達研究所 (National Institute of Child Health and Human Development) による NICHD ガイドライン (NICHD プロトコルとも呼ばれる) であるだろう (Lamb et al., 2007)。アメリカ、イスラエル、ノルウェー等の警察で用いられ、4 万件以上もの面接データにもとづく、様々な分析が試みられている。例えば、以下のような研究を挙げることができる。

(1) NICHD プロトコルはより情報を引き出す (Orbach, et al., 2000)

プロトコルを用いた面接（以下、プロトコル面接）55 件と、用いていない非プロトコル面接 50 件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

(2) NICHD プロトコルは開示を促す (Sternbeg, et al., 2001)

50 人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接（非プロトコル面接）と導入後の面接（プロトコル面接）を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では 89% であったのに対し、非プロトコル面接では 36% であった（オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる）。なお、被面接者の半数は 4-6 歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

(3) プロトコル面接における質問の効果 (Lamb, et al., 2003)

性虐待を受けたとされる 130 人子ども（4-8 歳）にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問（「触られた」ことについてお話しして）は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4 歳では 43%，6-7 歳では 48%，8 歳では 57% であった。

(4) プロトコルは査定を容易にする (Hershkowitz, et al., 2007)

42 人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の 24 の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24 の面接のうち 12 件はプロトコル面接であり、残り 12 件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ 12 件のうち半数（6 件）は、外部資料（医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等）にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り 6 件は可能性の低い面接であった（つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋

然性が低い」面接が 6 件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋然性が低い」面接が 6 件である)。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の 60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では 95%、「蓋然性が低い」とされた面接では 24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は 29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は 38%，「概然性が低い」とされた面接では 12%であった。

この他、NICHD プロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA (Criteria-Based-Content Analysis : 基準にもとづく内容分析) 等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

4. NICHD ガイドラインの概要

2において、一般的な司法面接について述べた。NICHD プロトコルも類似の手続きを踏襲しているが、その特徴として、面接者が用いることのできる質問を定め、原則として、面接者はこの文言通りに発話することを求めている。近年では、面接の目的や状況は異なることから、「プロトコル」を「ガイドライン」と呼ぶようにもなり、「文言通り」という原則は緩和されている。しかし、面接法の訓練にあたっては、できるだけ本来の形で練習を行い、適切な質問の形式を習得することが望ましい。

以下、NICHD ガイドラインにおける面接の過程と、そこで用いられる質問の種類について述べ、その上で、これらの質問が実質的な面接場面でどのように用いられるかを述べる。

4-1. 手続き

NICHD のガイドラインは、以下の手続きを含む。

(1) 導入

自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルールを示す。グラウンドルールは、①本当のことを言う、②分からなければ分からないという、③知らなければ知らない、④面接者による誤りを言ったら正す、の 4 種類を行う。

(2) ラポールの形成

好きなこと（好きな食べ物、TV 番号等ではなく、好きな「活動」）を尋ねる。出来事を尋ねるには、活動について話してもらう事が重要だからである。

(3) エピソード記憶の訓練

2 つの過去の出来事（数日～数週間前の出来事と、昨日または今日の出来事）を思いだしてもらおう。この練習を行うことで、過去の出来事を自発的に報告することに慣れてもらう。

(4) 本題への移行

「自由報告」に当たる段階であり、本題とされる出来事の開示を求める。「今日はどうして（どういう理由で）ここに来ましたか？」と尋ね、これで開示が得られない場合には、プロトコルで

定められた質問を行う。

(5) 出来事の調査

「質問」に当たる段階である。ここでは、自由報告では得られなかった情報について、追加情報を得る。ただし、ここで行うことのできる質問は、子どもがすでに報告した出来事についてのオープン質問と WH 質問だけである。子どもが話していないことについては、WH 質問であっても行ってはならない。

(6) ブレイク（休憩）

ここで休憩をとり、バックスタッフに他に明らかにすべきことはないか確認する。なお、ブレイク中もカメラは回し続ける。ブレイクは通常、数分である。

(7) 子どもが話していないことの調査

ここでは、子どもがそれまでに話していないことがらについても尋ねることが許される。必要であれば「はい、いいえ」質問や「A か B か」といった質問も用いることができる。また、望ましくはないが、必要であれば、子どもがそれまでに話していないことがらを「仮定する」質問も行う。例えば、「他に誰かいましたか？」（他に誰かいることを暗示）、「その人は何か言いましたか？」（何か言ったことを暗示）などである。

多くの面接法では、(7) の後、(10) へと進むが、NICHD プロトコルでは、(8) (9) があるのも特徴的である。

(8) 期待される情報が得られなかつたとき

この部分は、子どもが出来事を開示しなかつたときに行う。

(9) 開示に関する情報

誰に話したか、どうしてこの出来事が他者の知るところになったかを話してもらう。

(10) クロージング

子どもからの質問を受け、こちらの連絡先を示すなどして、終了する（終結ともいう）。

(11) 中立的な話題（＊注：2007 年版 NICHD プロトコルでは、11 が抜け、これが 12 となっている）

子どもが暗い気持ちのまま帰ることのないように、中立的な話題で会話をを行う。

4-2. 用いることの許される、質問の種類

通常、質問は(1) オープン質問（お話しして等）、(2) WH 質問（いつ、どこで、誰が・・・）、(3) クローズ質問（はい・いいえ質問、A か B か質問）に分けられる。しかし下記に示すように、このガイドラインでは多少異なる分類法を用い、質問の名称も異なっている。下記の(1) (2) (3) は面接者側からは「情報」を与えることのない質問であり、「ブレイク前」は、これら

の質問のみを用いる。(4) と (5) は面接者側から「情報」が提供され得る質問であり、ブレイクの後、必要がある場合にのみ、注意して用いる。

【誘いかけ】

「誘いかけ」とは、「全部／もっとお話しして」という形式の質問であり、いわゆる「オープン質問」に相当する。この一般形に加え、以下の 3 つのタイプがある。

- ① **出来事の分割**：子どもが話してくれたことを、いくつかに区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部お話しして」と尋ね、より多くの情報を求める。
- ② **手がかり質問**：子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど、そのことについてもっとお話しして」等。
- ③ **それから質問**：子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

【促し】

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の 2 種類がある。

- ① **エコーイング（おうむ返し）**：子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② **あいづち（特定の情報を含まない返事）**：OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

【直接質問】（焦点化質問ともいう）

すでに出てきていることのみを対象とする WH 質問であり（これまでに出てきていないことがらについての WH 質問は、暗示質問という）、「誘いかけ」だけでは得られない追加情報を得るために用いる。これらの質問に応答が得られた場合は、必ず「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき〇〇って言っていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような・・・？」（直接質問）で尋ね、応答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

【誘導質問】（選択質問ともいう）

いわゆるクローズ質問（はい、いいえ質問や「A か B か質問」）である。クローズ質問は、不可欠な情報を得るために用いる。ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」とペアにして用いる。例えば、「さっき〇〇って言ったけど、それは A ですか？／服の上ですか、下ですか／△△について覚えてますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっとお話しして」と、誘いかけで尋ねる。

【暗示質問】

子どもがそれまでに話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話しして」と「誘いかけ」で尋ねる。

表 2：質問のまとめ

質問の名称	定義、例、どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく、子どもから情報を得る。「もっとお話しして」①出来事の分割（朝起きてから、〇〇までのことを、全部お話しして）、②手がかり質問（さっき〇〇って言っていたけれど、そのことについてもっとお話しして）、③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様、ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
直接質問（焦点化質問）	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言っていたけれど、それはどこで？）
誘導質問（選択質問）	ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど、それはお家の中かな、外かな？）
暗示質問	ブレイクの後で、吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か〇〇した人はいる？）

4-3. 面接の過程で質問をどのように用いるか

(1) 導入、(2) ラポールの形成、(3) エピソード記憶の訓練、(4) 本題への移行、(8) 期待される情報が得られなかったとき、(9) 開示に関する情報、(10) クロージング、(11) 中立的な話題は、定型的な文言が決まっている。また、(6) はブレイクである。したがって、質問を工夫しなければならないのは、(5) 出来事の調査と(7) 子どもが話していないことの調査である。

ブレイク前の(5)では、「誘いかけ」と「直接質問」（子どもが話したことについての WH 質問）を用いる。(7)では上記の質問に加え、「誘導質問」（子どもがまだ話していないことについてのクローズ質問）を用いることができる。また、必要であれば「暗示質問」（子どもが話していないことの詳細を含意する質問）を用いる。ただし、「直接質問」「誘導質問」「暗示質問」は、面接のできるだけ遅い方で用い、応答が得られた場合は「誘いかけ」でフォローする。

4-4. 練習に際して

NICHD ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られるはずである（データはそうであることを示している）。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみていただきたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

文献

- アルドリッジ, M. · ウッド, J. 仲真紀子(編訳) (2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ, W.・フラゴー, R.・アービン, D.L.・プロドリック R.・ケリー, D.M.藤川洋子・小沢真嗣(訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 英国内務省・保健省(編) 仲真紀子・田中周子(訳) (2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753–760.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会(編) (2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733–752.
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternbeg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997–1005.
- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926–934.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201–1231.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99–110.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編)面白言語のラボラトリ. 北大路書房. Pp. 135–154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接—法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80–92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接：事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.

保護者の方へ

今、お子さんことで児童相談所から連絡を受け、困惑、驚き、怒りなど様々な気持ちでいらっしゃると思います。

今後、お子さんことを共に考えるために、今起きていることについてご説明します。

現在お子さんは、お子さんの発言やこれまでの行動、様々な症状から、ご家庭の中で何らかの性暴力被害を受けたおそれがあるため、具体的な被害の状況を確認し、お子さんの安全を守るために、一時保護の必要があると、児童相談所が判断したのでお子さんの身柄を一時保護しています。

（お子さんの安全に何らかの疑いがある段階で児童福祉法第33条によりお子さんを保護することが「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」で定められています）

家庭内における性暴力被害とは

家庭内においてお子さんが直接の性行為や体を触られたり、性交を見せられたり、性的な話を聞かせれられたりすることを指します。

法律上は、子どもを現に監護する人が子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすることは児童虐待防止法第2条において、児童虐待となります。これにはまた直接の性行為だけでなく、身体を触ったり、性交を見せたり、性的な話を聞かせる等も含まれます。

また、家庭内で同居人や親族からお子さんに対して同様の行為があった場合も、性的な被害についての、安全確保と調査のため、保護の対象となります。

一時保護中に行うこと

お子さんについて

面接、心理診断、診察（精神科、婦人科など）、行動観察などによって、お子さんが受けたかも知れない被害とその影響について調査を行います。

調査にあたっては、お子さんの気持ちの安定、周囲への気づかいのために生じるストレス、調査のための情報の混乱を避けるため、一旦、ご家庭や周囲の環境から離した状態で調査します。

（保護者の方の面会・通信等も当面できません。）

保護者の方について

お子さんへの調査と並行して、保護者、関係者の方々へも、面接、家庭訪問などによって、事実調査等をさせていただきます。

警察への相談・告発について

調査の経過によっては、児童相談所の判断で警察への相談、児童福祉法違反等の告発を行う場合もあります。

性暴力被害を受けた子どもの心理

性暴力被害を受けた子どもは自分でもその事実を受け入れらなかつたり、「自分が嫌と言えなかつたから自分が悪い」と思つたり（自責感）、自分なんてどうなつてもいいと思つたりします（自己評価の低下）。

なかなか家族や友人等に事実を打ち明けられなることがほとんどです。

性暴力被害による子どもへの影響

性暴力被害は重い心身の傷を負うことが分かっています（トラウマなど）。これらの状態が続くとお子さんには、トラウマによる後遺症（PTSD 症状）や身体症状、家出等の非行や性に関する問題行動、情緒的な問題などを生じることがあり、中には日常生活を心身共に健康に過ごすことが難しくなることもあります。これらのこととは、お子さんの今後の人生に重大な影響を及ぼすことから、早期に対応することが必要です。

『これから、お子さんの「安心・安全な生活」をどのように用意できるかを考えていきます。』